

奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例の概要

『A材、B材、C材全てを搬出し多用途に供給・利用』する「県産材の安定供給と利用の促進」を目指します。

政策課題


県産材の供給量及び利用量の減少
 林業・木材産業従事者の減少・高齢化
 後継者不足
 木材価格の低迷
 代替素材、外材利用

政策目的の実現

森林所有者(第5条)、林業事業者(安定供給)(第6条)、森林組合(第8条)、木材産業事業者(有効利用、産業振興)(第8条)
建築関係事業者(積極的利用、技術継承)(第9条)
 県民(第10条)、市町村、県(第4条)

連携協力

適切な森林管理による森林資源の質の向上
 県産材の安定供給と利用の拡大
 効率化、合理化
 生産加工流通コストの削減
 木材・木製品の高付加価値化
 人材育成、雇用の創出
 県産材の有効利用及び普及啓発



基本理念 (第3条)

持続可能な森林経営
森林の次世代への継承

基本的施策等

川上

県産材を安定的に供給する(第11条)
 ○高性能林業機械の積極的な導入
 ○路網の計画的な整備
 ○森林施業の集約・合理化
 ○合意形成の仲介・計画提案の支援

川中

県産材の利用を促進する(第12条)
 ○県産材認証制度の普及
 ○公共事業・公共建築物への利用推進
 ○県産材使用住宅の建設促進
 ○国内外への販路の拡大
 ○木質バイオマス等その他の用途としての活用
 ○加工の効率化、流通の合理化の支援
 ○情報の共有化の推進

川下

人材の育成及び確保(第13条)
 ○林業に係る高度な技術習得のための研修
 ○労働条件の向上促進
 ○県産材等の利用促進を担う人材の育成

普及啓発(第15条)
 ○木に親しみ、触れ合い、木の利用の意義を学ぶ機会の確保、情報発信

木の文化の継承(第16条)
 ○伝統的な育林技術・木工技術、木の文化の継承

支援
 ○市町村(第17条)、先進的取組の支援(第18条)

目的 (第1条)

県産材の安定供給及び利用の促進

豊かな県民生活の実現

施行期日 令和2年4月1日

※赤字部分は現行条例（奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例）から追加・変更する箇所